資料3

留萌市新交流複合施設整備検討会議設置要綱

（目的）

第１条　ＪＲ留萌駅跡地及び周辺地区における新交流複合施設の整備に関し、基本構想をもとに、必要な機能や役割、民間誘導の可能性などについて検討を行い、その検討結果を基本計画策定に反映させるため、留萌市新交流複合施設整備検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　検討会議の所掌事項は次のとおりとする。

⑴　新交流複合施設整備に係る基本計画等に関する事項

⑵　前号に掲げるもののほか、検討会議の目的を達成するにあたり必要な事項

（組織）

第３条　検討会議は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）２０人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から第２条に規定する所掌事項が完了する日までとする。

（座長及び副座長）

第５条　検討会議に、座長及び副座長を置く。

２　座長は、委員の互選により選任する。

３　座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

４　副座長は、委員の中から座長が指名する。

５　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、会議の議長となる。

２　委員（公募に応じた市民及びその他市長が必要と認める者を除く。）は、会議へ出席が困難なときは、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議が開かれる前に委任状（別記様式）を座長に提出しなければならない。

３　会議には、オブザーバーを置くことができる。

４　会議には、必要に応じて委員以外の者に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（議事要旨）

第７条　会議を開催したときは、次の事項を記載した議事要旨を作成する。

⑴　会議の開催日時及び場所

⑵　出席した委員の氏名（代理人が出席した場合は、その旨を含む。）

⑶　議事の経過及び概要

⑷　その他必要な事項

（会議の公開等）

第８条 会議は、公開するものとする。ただし、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

⑴　留萌市情報公開条例（平成１１年留萌市条例第３３号）第７条に掲げる情報に該当する情報について検討を行うとき。

⑵　会議を公開することにより、検討会議の適正な運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められ、検討会議の目的が達成できないとき。

２　会議の配布資料、議事要旨は、原則として公開する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を非公表とすることができる。

（謝礼）

第９条　委員の謝礼は、会議に要した１日につき３，０００円とする。ただし、委員のうち、留萌市職員には謝礼を支払わないものとする。

（庶務）

第１０条　検討会議の庶務は、留萌市都市環境部複合施設・庁舎等整備推進室において処理する。

（雑則）

第１１条　要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和６年１２月１８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

別表（第３条関係）

留萌商工会議所	２名以内
留萌商工会議所青年部	１名
社会教育委員	１名
留萌金融協会	１名
公募に応じた市民	５名以内
留萌市職員	若干名
その他市長が必要と認める者	若干名

別記様式（第６条関係）

委 任 状

年　月　日

留萌市新交流複合施設整備検討会議座長 様

（申請者）
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、留萌市新交流複合施設整備検討会議設置要綱第６条第２項の規定に基づき、下記の者を代理人と定め、　年　月　日開催の　年度第　回留萌市新交流複合施設整備検討会議に関する職務を委任します。

記

（代理人）
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（参考資料）

○　留萌市新交流複合施設整備検討会議設置要綱

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
（庶務）
第１０条　検討会議の庶務は、留萌市都市環境部<u>複合施設・庁舎等整備推進室</u>において処理する。
～省略～
別表（第３条関係）
<table>
<tr><td>留萌商工会議所</td><td>２名以内</td></tr>
<tr><td>留萌商工会議所青年部</td><td>１名</td></tr>
<tr><td>社会教育委員</td><td>１名</td></tr>
<tr><td>留萌金融協会</td><td>１名</td></tr>
<tr><td>公募に応じた市民</td><td>５名以内</td></tr>
<tr><td>留萌市職員</td><td>若干名</td></tr>
<tr><td>その他市長が必要と認める者</td><td>若干名</td></tr>
</table>
</td><td>
（庶務）
第１０条　検討会議の庶務は、留萌市都市環境部<u>複合施設　　推進室</u>において処理する。
～省略～
別表（第３条関係）
<table>
<tr><td>留萌商工会議所</td><td>２名以内</td></tr>
<tr><td>留萌商工会議所青年部</td><td>１名</td></tr>
<tr><td><u>一般社団法人留萌青年会議所</u></td><td><u>１名</u></td></tr>
<tr><td>社会教育委員</td><td>１名</td></tr>
<tr><td>留萌金融協会</td><td>１名</td></tr>
<tr><td>公募に応じた市民</td><td>５名以内</td></tr>
<tr><td>留萌市職員</td><td>若干名</td></tr>
<tr><td>その他市長が必要と認める者</td><td>若干名</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この要綱は、令和８年７月１日から施行する。